

自然保護地域は 1996 年に改正された環境保全基本法に基づき、生物多様性条約 (CBD) に対応するよう 6 つのカテゴリに分類され、海洋地域も保全地域に含まれる (表 4.6.6)。

表 4.6.6 メキシコの自然保護地域 (Áreas Naturales Protegidas: ANPs)  
(2017 年 7 月時点)

自然保護地域	数	面積 (ha)	保護地域全体に占める割合 (%)
生物圏保護区 (Reserva de la biosfera)	45	77,761,531	85.60
国立公園 (Parque Nacional)	66	1,411,319	1.55
自然史跡 (Monumento natural)	5	16,269	0.02
天然資源保護区 (Área protectora de RN)	8	4,503,345	4.96
動植物相保護区 (Área de Protección de Flora y Fauna)	40	6,996,864	7.70
保護区 (Sanctuario)	18	150,193	0.17
合計	182	90,839,521.55	100.0

出典 : CONANP: [http://sig.conanp.gob.mx/website/pagsig/datos\\_anp.htm](http://sig.conanp.gob.mx/website/pagsig/datos_anp.htm)

自然保護地域を管轄するのは、国家自然保護地域評議会 (Comisión Nacional de Áreas Naturales Protegidas : CONANP スペイン語略称) である。自然保護地域で可能な活動には、調査、バイオテクノロジーに関する利用、森林資源の活用、漁業、水資源、観光業、撮影、鉱山資源の活用が挙げられるが、環境インパクト申請書の提出と特別許可が必要となる。

樹種の保全に関連して、SEMARNAT は、生物多様性の保全を目的とした国内基準「NOM-059-SEMARNAT-2010」<sup>8</sup>を策定し、リスクに基づき 4 つのカテゴリと該当野生動植物種を特定している :

- すでに絶滅したと考えられる野生動植物種 / Probablemente extinta en el medio silvestre (E) : 49 種 :
- 絶滅の恐れがある野生動植物種 / En peligro de extinción (P) : 475 種
- 生存が脅かされている野生動植物種 / Amenazadas (A) : 896 種
- 特別の保護対象となる野生動植物種 / Sujetas a protección especial (Pr) : 1,185 種

「NOM-059-SEMARNAT-2010」のリスク・カテゴリに該当する樹種を伐採する場合は、野生動物基本法に従い、SEMARNAT の環境管理ユニット (Environmental Management Unit: UMA スペイン語略称) の許可が必要となる。

## ② 環境配慮事項

森林基本法は、森林管理プログラムを策定する際の配慮すべき環境的事項を定め、該当する場合には、保護区や伐採禁止区域を設定することを義務付ける。天然林施業における環境配慮事項として、伐採による動植物相のリスク、年間成長量、回復性などが含まれる。そうした事項を考慮して、森林管理プログラムでは、伐採方法、伐期、使用機材、植生回復方法、植林、山火事対策、病虫害対策等を明確に示す必要がある。

環境インパクト申請書は環境基本法（第 30 条）によって規定され、環境インパクト評価制度の下に位置づけられる。環境インパクト申請書は以下の場合に提出が求められる：

- 森林、天然林、乾燥・半乾燥地における土地利用変化
- 外来樹種を使った 20ha 以上の森林プランテーション
- 更新が難しい樹種の伐採
- 自然保護地域での森林伐採
- 湿潤地、マングローブ、湖沼、河川、海岸地域での工事や活動

環境インパクト申告書では、活動によって生じ得る生態系に対する影響、影響を受ける生態系、予防策、そして影響を軽減するための方策を説明することが求められる。また、環境基本法（第 35 条）により、州政府や郡政府は、地方レベルの環境影響評価が必要となる特定の活動を定めることが出来る。

#### ④安全衛生

労働者の安全衛生は、労働・社会福祉省（Secretaría del Trabajo y Previsión Social : STPS スペイン語略称）の管轄である。STEPS の規則「NOM-008-STPS-2013」<sup>12</sup>は、森林伐採、保管・輸送、加工における労働の安全と衛生に関するガイドラインを示す。同規則は、雇用者と労働者の責任を明らかにし、伐採に関する安全防具、伐採と輸送に関する安全対策、機械の安全使用、農薬の使用について規定する。

森林労働者の多くは、エヒードや地域コミュニティのメンバーか周辺地域からの労働者である<sup>13</sup>。安全衛生に関する公式な統計データは存在しないが、NEPCon（2017）の報告によると、森林認証を受けた森林管理以外では、安全対策は十分に採られていないことが指摘される。

#### ⑤合法的な雇用

林業セクターの雇用には、2つのタイプがある：

- エヒードまたはコミュニティに雇用される場合：一般的に労働者はエヒードやコミュニティのメンバー、または周辺地域の住民である。雇用は、エヒードまたはコミュニティの内部規則と最高意思決定機関である総会の決定に従う；
- 伐採事業者や製材所に雇用される場合。

いずれの場合でも、林業セクターの雇用は、連邦労働法（Ley Federal de Trabajo）<sup>14</sup>によって以下の規則の遵守が義務付けられる：

- 18 歳未満の雇用を禁止する；

<sup>12</sup> 林業セクターの安全衛生に関する規則（NOM-008-STPS-2013）：  
[http://www.dof.gob.mx/nota\\_detalle.php?codigo=5320271&fecha=31/10/2013](http://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5320271&fecha=31/10/2013)

<sup>13</sup> 聞き取り調査：UMAFOR Balleza（2017 年 10 月 10 日）

<sup>14</sup> メキシコ連邦労働法（Ley Federal de Trabajo）：  
[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/125\\_120615.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/125_120615.pdf)

- 女性も男性と同様の労働権利を有する；
- 労働条件を書面で示す；
- 労働者の権利（勤務時間、休日、給与等）を保証する。

林業セクターではないが、López (2006) の報告によると、メキシコの農業セクターにける未成年者の労働問題が指摘される。PROFEPA による森林管理と製材所の検査は、主に、環境基本法が遵守されているかどうかの検査であり、労働の合法性、安全と衛生等は検査対象として重要視されていない<sup>15</sup>。

#### **(4) 第三者の権利**

##### **①慣習的な権利**

慣習的な権利に関する特定の法令はない。しかしながら、土地所有に関する法的枠組みにおいて、先住民族は、エヒードや非先住民族コミュニティと同じ権利を有すると考えられる。メキシコ憲法第2条は、先住民族の自治権を認めている。さらに、農業法第146条は、先住民族の土地は法に従い守られるべきと明記し、森林基本法第2条は、先住民族の森林資源の利用権を尊重すると示す。

##### **②FPIC（自由で事前の十分な情報に基づく同意）**

FPICに関する特定の法令はない。エヒードとコミュニティは総会という民主的な意思決定メカニズムを通じて共有地や森林管理に関する情報共有、コンサルテーション、意思決定を行う（NEPCon 2017）。ただし、エヒードの制度では、投票権や耕作権を持たないアベシンダードの意思決定プロセスへの参加は限られる。

##### **③先住民族の権利**

2010年に実施された戸籍調査によると、メキシコ総人口の14.9%に相当する6,102,646人が先住民だと推定される（NEPCon, 2017）。

メキシコは、先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年）の署名国であり、メキシコ憲法は、先住民族の社会・経済・文化的価値を認め、彼らの習慣と自治権を考慮すると明記する。さらに農業法や森林基本法は、先住民族の土地所有権と自然資源へのアクセス権を認めている。このように法的には先住民族の権利は保証されているが、実際には彼らの土地所有権や資源へのアクセスに対する侵害が報告される（Corbera et al, 2013; NEPCon, 2017）。土地権に関する紛争を解決するためにメキシコ政府は、1992年に農業裁判所を設立した。また、SEMARNATは土地所有権に関して紛争が認められる場合には、森林管理プログラムの承認を行わない。

---

<sup>15</sup> 聞き取り調査：Servicio Técnicos para Productores Forestales S.A (2017年10月11日)

## (5) 貿易と輸送

### ① 樹種、量、品質の分類

森林管理プログラムのガイドラインを提供する「NOM-152」は、樹種、伐採量、管理方法について基準を定める。プログラムでは、伐採する樹種の学名、一般名、樹種別の伐採予定量の他、該当する場合には「NOM-059」で定められたリスク・カテゴリーを示さなければならない。一方で、丸太の輸送に必要な文書（Remisión forestal）では、樹種名の記載方法が統一されていない。プランテーションからの輸送や、イダルゴ州では学名が記載されるが（NEPCon, 2017）、チワワ州では、松（*Pinus spp.*）やオーク（*Quercus spp.*）のように属名だけ記載され輸送される。

### ② 貿易と輸送

森林基本法規定第 95 条は、丸太や板、柱などの木材を輸送するために必要な書類として以下を定める：

- 丸太輸送許可証（Remisión forestal）：森林管理プログラムまたは略式森林プランテーション管理プログラムに基づいて生産された丸太を 1 次加工場（製材所）に輸送するための許可証；
- 木材積み替え許可証（Reembarque forestal）：製材所から 1 次加工品（木材）を輸送するための許可証；
- 税関申告書と支払いに関する文書：輸入材を保税倉庫から輸送するために必要とされる（輸入品目や製品の使い道(用途)と行き先が記される）。

丸太輸送許可証（図 4.6.5）は、伐採予定木インベントリー（図 4.6.2）を基に、SEMARNAT から森林所有者に対して発行される。丸太輸送許可証には、以下の情報が示される：

- 森林管理情報：森林所有者の名前、森林管理／略式森林プランテーション管理プログラム、森林の場所等
- 許可内容：許可証番号、許可された伐採量（m<sup>3</sup>）、樹種（学名または属名）、許可証の有効期限等
- 丸太の輸送先情報：輸送先名、住所、登録コード等
- 輸送製品情報：樹種名（または属名）、輸送量（許可された輸送量からこれまでに輸送された分を差し引いた量、今回の輸送量、残りの輸送可能量）
- 輸送手段情報：所有者、輸送手段、登録番号等

FOLIO PROGRESIVO N° (11) 16816037		Folio de autorización N° (13)		COC: 18/01-0384	
Tipo de documento (2) <b>REMISIÓN FORESTAL</b>					
Nombre (4) [Redacted]		1916 / 1937		Fecha de impresión (6) 21/01/20	
Domicilio (5) NINGUNO CON EL CHORRO SIN SIN 13 35304 OCAMPO, DURANGO		Registro SEM		Hora 10:00 AM	
Identidad que emite (11) 210.734		Folios autorizados del (12) al (13) 1.916 al 1.937		Fecha de vencimiento (16) 24/01/20	
Ubicación del lugar de origen de la materia prima, producto o subproducto forestal (17) MICHES CÚBICOS NOLLO		Municipio (19) EJIDO EL CHORRO		Fecha de autorización de los documentos (15) 31 de Diciembre de 2017	
Tipo de resolución (21) AUTORIZACIÓN DE APROVECHAMIENTO MADERABLE		Entidad (20) DURANGO		Fecha (22) 25/1/2020	
Vigencia (24) 25/01/20		Volúmenes autorizados para este autorizador (25) 2366.000		Módulos (26) de (27) 12 de 12	
Nombre (29) <i>Tabletas El Chorro</i>		Código de identificación (31) <i>1-10-017-610-001</i>		SENA (30) <i>VIPATI-Vol 28 No 28-1</i>	
Categoría (32) <i>El Chorro</i>		Dirección del destino (33) <i>El Chorro</i>		Municipio (35) <i>Campeche</i>	
Comarca (37) <i>El mismo</i>		Entidad (36) <i>Durango</i>			
Materia y/o categoría (38) <i>Varios</i>		Descripción (39) <i>CELULOSICOS (Pinus sp., Picea)</i>		Volumen y/o peso autorizado (40) <i>11.500</i>	
Materia y/o producto forestal (41) <i>CELULOSICOS (Pinus sp., Picea)</i>		Unidad de medida (42) <i>m3</i>			
Cantidad que ampara este documento con letra (43) <i>once mil noventa y cinco metros cúbicos</i>		Materia de soporte (45) <i>Cartón</i>		Emisor (47) <i>Manuel Arzu</i>	
Cantidad que ampara este documento (46) <i>11.500</i>		Municipio (48) <i>Jalisco</i>		Municipio (49) <i>24</i>	
Salida que basa el estándar documental (45) <i>199.234</i>		Capacidad (51) <i>10 ton</i>		Punto de entrega (50) <i>ED 80742</i>	
EJIDO EL CHORRO		Comité Ejidal <i>EL CHORRO</i>		Nombre y firma de quien recibe, sellado en su caso, fecha y hora de recepción (56)	
Nombre y firma del otorgante (44) <i>Manuel Arzu</i>		Código de identificación de quien otorga (55) <i>P-10-017-CHO-001</i>			

図 4.6.5 丸太輸送許可証 (Remisión forestal)

丸太輸送許可証は 2 部発行され、1 部は森林所有者が保管、もう 1 部は丸太と共に運ばれ、輸送先である製材業者等が保管する。製材所から加工した木材（板や柱）を輸送するためには、SEMARNAT が発行する木材積み替え許可証 (Reembarque forestal) (図 4.6.6) が必要となる。木材積み替え許可証には以下の情報が含まれる：

- 製材業者の情報：名前、住所、登録番号
- 許可内容：輸送許可量 (m<sup>3</sup>)
- 輸送先情報：名前、住所、登録番号等
- 輸送木材情報：木材名、樹種名 (学名または属名)、数、量 (m<sup>3</sup>)
- 輸送手段情報：所有者、輸送手段、登録番号等

木材積み替え許可証の申請には、その木材の原料となった丸太の輸送許可証の提出が必要である。木材積み替え許可証は 2 部発行され、1 部は製材業者が保管、もう一部は木材と共に運ばれ輸送先が保管する。

一般的に 1 つの木材積み替え許可証発行には、複数の丸太輸送許可証が申請に使われる。しかしながら、木材積み替え許可証には、申請に使われた丸太輸送許可証の情報が記載されない。つまり、加工された木材がどの森林管理／略式森林プランテーション管理プログラムに由来するのか追跡することはできない。ただし、製材業者は、木材積み替え許可証とその申請に使われた丸太輸送許可証を一緒に 5 年間は保管することとなっている。許可証を確認することで、製材に使われた丸太が伐採された (複数の) 森林管理／略式森林プランテーションプログラムを特定することは可能である。

また、製材所から生産されるチップや薪材を輸送するためには、木材積み替え許可証は求められない。これら製品の輸送には、インボイスが必要となる。

SUBPRODUCTOS FORESTALES DURANTE SU TRANSPORTE, ALMACENAMIENTO Y/O TRANSFORMACIÓN.

FOLIO PROGRESIVO N° (1) **17612373**

Cód. 08-DK-0348/09-1

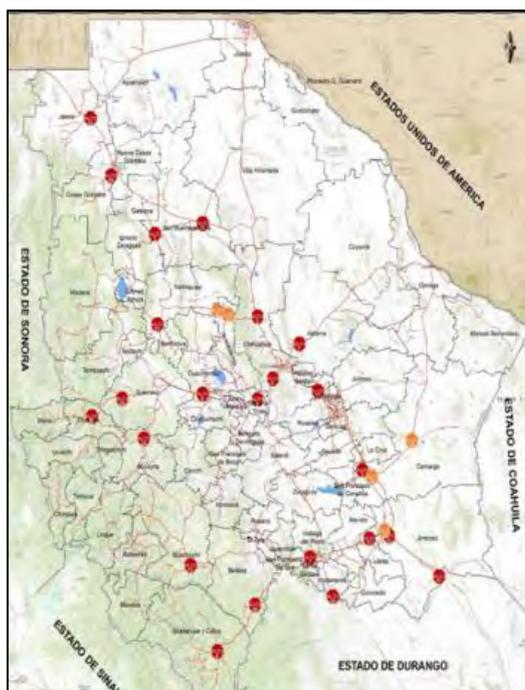
Tipo de documento (2) <b>REEMBARQUE FORESTAL</b>		Folio autorizado N° (5) <b>2392 / 2393</b>		Fecha de expedición (6) <b>6 OCTUBRE 2017</b>	
Número (1)		Número de ciclo de sustitución de documentos (8)		Hora <b>14:00 HRS PM</b>	
Comisario (3)		Número de ciclo de sustitución de documentos (8)		Fecha de vencimiento (10) <b>12 OCTUBRE 2017</b>	
C.L.R.P.		Fecha de inscripción del autorizador (15) <b>17 de Septiembre de 2018</b>		Hora <b>14:00 HRS PM</b>	
Cantidad que ampara (11) <b>21.679</b>		Folios autorizados del (12) al (13) <b>2.392 al 2.393</b>		Matriz cobijada <b>SG LP-02-2017/2964</b>	
Ubicación del lugar de origen de la madera pino, producto o subproducto forestal (17) <b>CHIH TI 26 25-1</b>		Número de autorización de funcionamiento (14) <b>1899/2017</b>		Fecha de inscripción del autorizador (15) <b>17 de Septiembre de 2018</b>	
Municipio (19) <b>Matamoros</b>		Estado (20) <b>Batavia</b>		Ciudad (21) <b>Chihuahua</b>	
Tipo de restitución (21) <b>AUTORIZACIÓN DE FUNCIONAMIENTO</b>		N° (22) <b>SOPARV-05-2012/1817</b>		Fecha (23) <b>03/07/2002</b>	
Vigencia (24) <b>No aplica</b>		Volumen autorizado para esta anualidad (25) <b>No aplica</b>		Anualidad (26) de (27) <b>No aplica</b>	
Nombre (28) <b>HIDALGO Y LAJUNAS DEL NORTE S.A. DE C.V.</b>		Clase de identificación (31) <b>MAN 860721 V3</b>		SPN (32) <b>SAU</b>	
Dirección del destino (33) <b>SAN NICOLAS DE LOS GARZA SAN NICOLAS DE LOS GARZA</b>		Estado (36) <b> NUEVO LEON.</b>		Demora (37)	
Materiales por declarar (38) <b>VARIAS.</b>		Materiales (39) <b>21.679</b>		Ungües (40) <b>RES.</b>	
Materiales para declarar (38) <b>VARIAS.</b>		Materiales (39) <b>madera aserrada (Pinus sp. Pino)</b>		Ungües (40) <b>RES.</b>	
Cantidad que ampara este documento en toneladas (42)		Materiales (39) <b>21.679</b>		Ungües (40) <b>RES.</b>	
Cantidad que ampara este documento (44) <b>21.679</b>		Materiales (39) <b>21.679</b>		Ungües (40) <b>RES.</b>	
Cantidad que pasa al siguiente documento (45) <b>0.000</b>		Materiales (39) <b>21.679</b>		Ungües (40) <b>RES.</b>	
Materiales (39) <b>TERRESTRE</b>		Materiales (39) <b>K.W. TRAILER</b>		Materiales (39) <b>1994</b>	
Materiales (39) <b>35. TONELADAS.</b>		Materiales (39) <b>30-AH-9-H</b>		Materiales (39) <b>30-AH-9-H</b>	
Nombre y firma de quien autoriza (54) <b>JESUS LUNA DURAN</b>		Número y fecha de quien recibe, sello con tal caso, fecha y hora de recepción (56)		Número y firma de quien recibe, sello con tal caso, fecha y hora de recepción (56)	
Código de identificación de quien expide (55) <b>T08007LUD002</b>		Número y firma de quien recibe, sello con tal caso, fecha y hora de recepción (56)		Número y firma de quien recibe, sello con tal caso, fecha y hora de recepción (56)	

図 4.6.6 木材積み替え許可証 (Reembarque forestal)

丸太生産量第2位の州であるチワワ州では、2004年から州政府が PROFEPA と協力し、23の監視所 (Caseta de Vigilancia) を州内の道路網に設立し、輸送される丸太及び木材製品を24時間体制で監視している (図 4.6.7)。監視所のスタッフは州政府の職員で、平均で1日に475台のトラックを検査する (Departamento de Control y Vigilancia de la Producción Forestal, 2017)。

監視所では、丸太輸送許可証や木材積み替え許可証の記載事項を確認し、樹種と量が記載通りか検査する (図 4.6.8, 図 4.6.9)<sup>16</sup>。各監視所にはパソコンが備えられ、検査官は確認した情報を指定のフォームに入力、州政府に報告する。このことにより、輸送に必要な文書による違法木材の取り締まり強化だけでなく、州内の木材流通量の把握ができる。ただし、2017年10月時点で監視所を設置しているのはチワワ州だけであり、他の州では、丸太・木材輸送を定点的・定期的に検査するシステムはない。

<sup>16</sup> チワワ州エル・ベルヘル市の監視所で確認されるもっとも多い違反として、月日の記入漏れや、申請輸送量と推定輸送量の違い (1m<sup>3</sup>前後) が挙げられる (聞き取り調査: エル・ベルヘル市監視所 2017年10月10日)



出典：Departamento de Control y Vigilancia de la Producción Forestal, Chihuahua (2017)

図 4.6.7 チワワ州監視所の位置



図 4.6.8 監視所（チワワ州ベルヘル市）



図 4.6.9 丸太積載量の検査（チワワ州ベルヘル市）

PROFEPA は製材所の検査を実施し、丸太輸送許可証、木材積み替え許可証、領収書等を確認する。SEMARNAT に記録された歩留まり率に基づき、PROFEPA はインプット（製材所に輸送された丸太材積量）からアウトプット（生産された木材材積量）を推定する。推定されたアウトプット量と木材積み替え許可証に記録された木材合計量に大きな違いがある場合には、PROFEPA は SEMARNAT に報告し、行政処分（丸太・木

材の押収、罰金、許可の停止、失効等)を課す権限を有す。さらに、重大な違反が見つかった場合には、司法手続き管轄する公共省 (Secretariat of Public Security : SSP スペイン語略称) に報告する。

2015年にPROFEPAは、森林管理や製材所も含め、全国で3,742回の森林に関する検査を実施し、40,255m<sup>3</sup>の木材、554トンの炭を押収した。さらに106人を環境犯罪の容疑で公共省に報告した (PROFEPA, 2015)。

### ③外国間貿易と振替価格操作

外国間貿易と為替価格操作に関する特定の法制度はない (NEPCon 2017)。

### ④税関規則

税関を管轄する省庁は財務省 (Secretariat of Finance and Public Credit : SHCP スペイン語略称) である。税関については、税関法 (Ley Aduanera)<sup>17</sup>及びその規則 (Reglamento de la Ley Aduanera)<sup>18</sup>にて規定される。

木材を輸入するためには、輸入業者はインボイス、パッケージリスト、税関申告書、原産国証明書、検疫証明書の提出が義務付けられる。さらに、SEMARNATは製材など木材製品毎に必要な検疫の規則を定める (表 4.6.7)。

表 4.6.7 木材製品輸入のための検疫手続きに関する SEMARNAT 規則

SEMARNAT 規定	対象製品
NOM-013-SEMARNAT-2010	クリスマスツリー
NOM-016-SEMARNAT-2013	製材
NOM-029-SEMARNAT-2003	竹、ラタン、つる植物を使った製品
NOM-144-SEMARNAT-2012	木材梱包資材

税関では、PROFEPAが書類の確認と実際に木材 (樹種、量、害虫の有無、乾燥度、樹皮の有無等) の検査を行い、輸入許可の判断を行う<sup>19</sup>。書類の不備、情報の虚偽 (樹種名、輸送量)、また実際に害虫等が見つかった場合には、輸入許可が下りない。

木材製品を輸出する際は、輸出相手国の定める事項を満たす必要があるが、国内法により、インボイス、税関委任状、パッケージリスト、原産地証明、輸出のための検疫証明、輸送書類、通関委任状 ((Encargo conferido) 及び通関業務指示書が必要とされる。検疫証明書は SEMARNAT から発行される、申請には、申請者情報、輸出木材に関する情報 (一般名、学名、量、生産地、輸出先等) 及び輸出先情報が求められる<sup>20</sup>。取り扱う樹種が CITES または NOM-059 に該当する場合には、検疫証明書を取得する前に、合法的に伐採されたことを示す証明書 (CITES 許可証等) が必要となる。

<sup>17</sup> メキシコ税関法 (Ley Aduanera) : [http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/12\\_270117.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/12_270117.pdf)

<sup>18</sup> メキシコ税関法規則 (Reglamento de la Ley Aduanera) :

[http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg\\_LAdua\\_200415.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LAdua_200415.pdf)

<sup>19</sup> 聞き取り調査 : SEMARNAT (2017年10月13日)。メキシコは米国のクリスマスツリー (生木) 最大の輸入国である。また、木材梱包資材のためブラジル、チリ、ペルーから未乾燥材を輸入する。こうした生木や未乾燥材には害虫のリスクが高い。

<sup>20</sup> 輸出および再輸出のための検疫証明書申請 : <https://www.gob.mx/tramites/ficha/certificado-fitosanitario-para-exportar-o-reexportar-productos-forestales/SEMARNAT452>

さらに、税関にて PROFEPA が合法証明文書と木材製品の検査を行う<sup>21</sup>。

#### ⑤ CITES (ワシントン条約)

SEMARNAT の野生動物局 (Dirección General de Vida Silvestre : DGVS スペイン語略称) が CITES の管理当局、CONABIO が科学当局の役割を果たし、PROFEPA は CITES の規則が遵守されているか検査を実施する。

CITES 条約付属書で指定される樹種の輸入、輸出、再輸出に関しては、野生動物基本法規則 (Reglamento de la Ley General de Vida Silvestre)<sup>22</sup> にて規定される。CITES で指定される樹種を輸出するためには、CONABIO が発行する野生生物種の存続に悪影響が無いことを示す無害証明 (Non-Detriment Extraction Finding) に基づき、SERFOR から CITES 許可証が発行される。税関では、PROFEPA が CITES 許可証と品目を検査する。

CITES 樹種の中では、マホガニーやセドロが高級木材として輸出される。また近年は、ダルベルギア (*Dalbergia retusa* と *Dalbergia granadillo*) の中国に向けた輸出量が増加しており、違法な輸出が指摘される<sup>23</sup>。NEPCon (2017) によると、2012 年から 2013 年にかけてメキシコの税関で 758m<sup>3</sup> の熱帯林木材が違法材として押収され、組織的犯罪の可能性が示唆される。

#### ⑥ デュー・ディリジェンス/デュー・ケア

デュー・ディリジェンス/デュー・ケアに関する特定の法制度はない (NEPCon 2017)。

### 4.6.3 その他木材等の適正な流通の確保に関する情報

#### 1) リスク緩和措置：森林認証制度及び CoC 認証制度

メキシコでは、森林に認証及び CoC 認証に関して、表 4.6.8 の示すよう 4 つの認証制度が運用される。その内、ATP と NMX はメキシコ政府が開発した認証制度である。

---

<sup>21</sup> 税関での検査では、申告された木材の量と検査結果量が一致しない場合や、申告樹種と実際の樹種が異なる違反が見つかる。高級木材として輸出量が増加傾向にあるダルベルギア (*Dalbergia retusa*, *Dalbergia granadillo*) は、特に見分けることが難しい (聞き取り調査：PROFEPA 2017 年 10 月 3 日)

<sup>22</sup> メキシコ野生動物基本法規則 (Reglamento de la Ley General de Vida Silvestre) : [http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg\\_LGVS.pdf](http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LGVS.pdf)

<sup>23</sup> 聞き取り調査：SEMARNAT (2017 年 10 月 13 日)

表 4.6.9 メキシコで運用される森林認証制度

認証制度	タイプ	制度内容
Áuditoría Técnica Preventiva (ATP)	メキシコ国内	森林管理が森林管理プログラムに従って行われているか審査、認証する
NMX-AA-143-SCFI-2015 (NMX)	メキシコ国内	社会・環境・経済的に持続可能な森林管理が行われているか審査、認証する
FSC 森林管理認証 (FM)	国際	社会・環境・経済的に持続可能な森林管理が行われているか審査・認証する
FSC CoC 認証	国際	FSC-FM 認証材から収穫された認証材が消費者の手に届くまでの加工・流通過程を認証する

FSC-FM とメキシコ独自の森林管理認証制度（ATP と NMX）の関係について、FSC メキシコは「FSC 原則<sup>24</sup>の 7 は ATP に対応、また原則の 1～6 と 9 は NMX の原則に対応する」と説明する<sup>25</sup>。表 4.6.10 に NMX と FSC 森林認証の比較を示す。

表 4.6.10 NMX と FSC-FM の比較

森林認証	原則	基準	指標
NMX	9	34	120
FSC-FM	10	70	202

参照：CONAFOR (2017)

CONAFOR は、FSC を含む森林認証を取得するために補助金を提供するほか、NMX を取得した森林管理に対して、森林管理プログラムの更新手続きの簡素化や生態系サービスへの支払い (PES) 制度への参加権利など、認証取得に対するインセンティブを設けている。また、2007 年 9 月の大統領令 (Decreto Presidencial) によって、連邦政府機関は持続的に管理された森林から木材製品を調達する方針が示され<sup>26</sup>、さらにミチュアカン州やキンタ・ロー州政府は認証材を自主的に購入している<sup>27</sup>。認証材を促進するために、CONAFOR は国連開発計画 (UNDP) と協力し、NMX または FSC 認証を受けた森林事業者のリストを含む森林認証材カタログ (Catálogo de Productos Forestales Certificados) <sup>28</sup>を 2017 年に出版した。

メキシコでは、FSC 認証が増加傾向にあり、2016 年 4 月における FSC-FM 認証数は 61 でブラジル (110) について中南米諸国で 2 番目に多い。また、FSC-CoC 認証を取得した事業者は 144 ある。ただし、個々の森林管理面積が小さいことから、認証面積は 888,292ha であり、ブラジル (6,237,237ha)、チリ (2,300,563ha)、ウルグアイ (973,209ha)、ボリビア (890,375ha) に続く 5 位であった (FSC, 2016)。FSC 認証材の多くは、米国などに向けて輸出されるが、国内でも欧米系の企業やホテル、国内の製紙会社などが FSC 認証材の購入を行う<sup>29</sup>。

<sup>24</sup> FSC の原則と基準： <https://jp.fsc.org/jp-jp/web-page-/permalink-03FSC>

<sup>25</sup> 聞き取り調査：FSC México (2017 年 10 月 14 日)

<sup>26</sup> メキシコ内務省 (SEGOB) (2007)：

[http://dof.gob.mx/nota\\_detalle.php?codigo=5047415&fecha=23/06/2008](http://dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5047415&fecha=23/06/2008)

<sup>27</sup> 聞き取り調査：SEMARNAT 2017 年 10 月 6 日

<sup>28</sup> UNDP and CONAFOR (2017) Catálogo de Productos Forestales Certificados：

[https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/213032/Catalogo\\_de\\_Productos\\_Forestales\\_Certificados.pdf](https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/213032/Catalogo_de_Productos_Forestales_Certificados.pdf)

<sup>29</sup> 聞き取り調査：FSC México (2017 年 10 月 6 日)

## 2) その他の関連情報

メキシコの森林情報については、SEMARNANT が森林管理プログラムや森林利用許可に関する情報を管理し、CONAFOR、PROFEPA、国家統計・地理局 (Instituto Nacional de Estadística y Geografía: INGI スペイン語略称) が、それぞれ森林管理に関する情報システムを開発した (表 4.6.11)。しかしながら、森林管理プログラムと利用許可に関する情報の共有や、それぞれの情報システムとの関連付けは限られている。また、国家森林レジストリーでは、森林管理プログラムの面積データなどの統計情報がエクセル形式で入手できるが、2017 年 10 月においてチワワ州やドゥランゴ州などの主要な木材生産州の最終更新年は 2008 年であり、最新の情報とはなっていない。

表 4.6.11 森林に関する情報システム

政府機関	森林に関する情報システム
CONAFOR	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国家森林情報システム (Sistema Nacional de Información Forestal: SNIF スペイン語略称) <a href="http://187.218.230.5/">http://187.218.230.5/</a></li> <li>▪ 国家森林レジストリー (Registro Nacional Forestal) <a href="http://www.cnf.gob.mx:8090/snif/portal/registro-forestal-nacional">http://www.cnf.gob.mx:8090/snif/portal/registro-forestal-nacional</a></li> </ul>
PROFEPA	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 検証レジストリーシステム (Sistema Institucional del Registro de Verificación: SIREV スペイン語略称): <a href="http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/v/555/1/mx/sistema_institucional_del_registro_de_verificacion_sirev.html">http://www.profepa.gob.mx/innovaportal/v/555/1/mx/sistema_institucional_del_registro_de_verificacion_sirev.html</a></li> </ul>
INGI	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 国家統計・地理情報システム (Sistema Nacional de Estadística y Geografía: SNEI スペイン語略称): <a href="http://www.beta.inegi.org.mx/temas/agriganfor/">http://www.beta.inegi.org.mx/temas/agriganfor/</a></li> </ul>

なお、市民社会の森林情報へのアクセスと情報公開について、NGO から問題が指摘されている。森林利用許可情報 (場所や樹種、伐採量) については公開されておらず、情報を入手するには SEMARNAT に申請する必要がある。森林セクターの NGO である Reforestamos México は、2008 年から 2015 年に発行された 6,262 件の森林利用許可を入手し分析した結果、データへのアクセスに関する手続き上の課題だけでなく、許可に含まれる森林情報の不完全性について問題を指摘した (Reforestamos Mexico 2017)。

## 引用文献

CONAFOR (2012) *Estrategia Nacional de Manejo Forestal Sustentable para el Incremento de la Producción y Productividad (ENAIPROS) 2012-2018*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)

CONAFOR (2016) *FCPF Emissions Reduction Initiative (IRE) Document ER Program: Mexico*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)

CONAFOR (2017a) *Estrategia Nacional REDD+ 2017-2030*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)

CONAFOR (2017b) *México: Peerspectivas de la Industria Forestal 1er Trimestre de 2017*. Comisión Nacional Forestal (CONAFOR)

- CONANP (2017) Áreas Naturales Protegidas Decretads,  
<http://www.conanp.gob.mx/regionales/>
- Corbera, E., Estrada, M., May, P., Navarro, G., Pacheco, P. (2011) Rights to Land, Forests and Carbon in REDD+: Insights from Mexico, Brazil and Costa Rica, *Forests*, 2, pp 301-342
- Departamento de Control y Vigilancia de la Producción Forestal (2017) Actividad de Inspección, Presentation at SEIF Committee Meeting on 9th October 2017, Chihuahua
- FAO (2010) *Evaluación de Los Recursos Forestales Mundiales 2010, Informe Nacional: México*, FRA2010/132. Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2012) *Evaluación del Impacto del Cobro por Derechos de Aprovechamiento de “MADERA EN Pie” y Otras Tasas (MaPoTs) sobre el Manejo Forestal: Estudio de Caso-México*, Roma; Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FAO (2015) *FRA 2015 and State of the Forestry Sector in the Region: Latin America and the Caribe Commission Twenty-Ninth Session*, FO:LACFC/2015/2. Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
- FSC (2016) *FSC Facts & Figures, April 11, 2016*. Forest Stewardship Council
- López, M. (2006) *La Fuerza del trabajo infantil en México*
- McDermott, C., Cashore, B., Kanowski, P. (2010) *Global Environmental Forest Policies: An International Comparison*, London: Earthscan
- Merino, L. (2001), Las políticas forestales y de conservación y sus impactos sobre las comunidades forestales, *Estudios agrarios*, 2001
- NEPCon (2017) *Timber Legality Risk Assessment Mexico Version 1.1 August 2017*. Nature Economy and People Connected (NEPCon)
- PROFEPA (2015) *Informe de Actividades 2015*. Procuraduría Federal de Protección al Ambiente (PROFEPA)
- SEMARNAT (2016) *Anuario Estadístico de la Producción Forestal 2015*. Ciudad de México; Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales (SEMARNAT)
- UNDP and CONAFOR (2017) *Catálogo de Productos Forestales Certificados*
- 石井章 2016. 『ラテンアメリカの農地改革』 耕地論業 87:26
- JOFCA 2013. 『開発途上国の森林・林業：メキシコ』 一般社団法人 海外林業コンサルタント協会
- 谷洋之 2013. 「メキシコにおける農地所有制度の変遷」北野浩一編『ラテンアメリカの土地制度とアグリビジネス』 調査研究報告書 アジア経済研究所

## 5 Web 上への既往情報の整理

### 5.1 概要

既往情報及び生産国において収集した情報の整理に当たっては、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の構成を想定し、生産国情報に加え、クリーンウッド法の概要やデュー・ディリジェンスの基本概念などを解説した情報も網羅し、包括的な情報が収集・確認できるように配慮した。

具体的には、以下のような項目で整理した。

- I 本サイトの目的等
- II クリーンウッド法の概要
  - 法律等
  - 基本方針
  - 合法性の確認方法
  - 参考資料
- III 国別情報
  - 日本
  - インドネシア（今年度の調査後に補足）
  - マレーシア（今年度の調査後に補足）
  - パプア・ニュー・ギニア
  - ソロモン諸島
  - ベトナム（今年度の調査後に補足）
  - ロシア（極東）
  - アメリカ
  - カナダ
  - 欧州連合（EU）
  - 中国（今年度の調査後に補足）
  - チリ
  - メキシコ（今年度の調査後に追加）
  - ペルー（今年度の調査後に追加）
  - フィリピン
  - カンボジア
  - ミャンマー
- IV その他の参考情報
  - 諸国における合法木材の流通・利用促進に係る取組み
  - 森林認証・CoC認証等
  - その他の参考情報

## 5.2 実施スケジュール

既往情報の整理は、林野庁のウェブサイト「クリーンウッド・ナビ」の開設及び更新のタイミングに合わせて、平成 29 年 4 月及び同年 8 月に提出できるように実施した。